

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、下記のとおり監査の結果と意見を公表します。

平成31年1月15日

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫

記

1 監査の対象

香北支所・香北分室（教育委員会）・吉井勇記念館・物部支所・物部分室（教育委員会）の事務全般

2 監査の実施日

平成31年1月10日、11日

3 監査の方法

監査にあたっては、監査対象課の契約事務を中心に関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、関係職員等からの説明を受けた。

4 監査結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を通知されたい。

改善等を要する事項

- (1) 香美市文書事務取扱規程第22条に基づき、作成すべき起案文書が作成されていなかった。（物部支所、香北支所）
- (2) 香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書で、簿冊

にとじられていないものがあった。(物部支所)

- (3) 「平成 29 年度 香美市営葦生野「香北裕・YOU」団地改修工事設計監理委託業務」及び「平成 30 年度 香美市営葦生野「香北裕・YOU」第 2 団地改修工事設計監理委託業務」の委託契約書第 37 条に基づき設計書の引渡しの書類が作成されていなかった。(香北支所)

5 監査委員意見

香美市事務決裁規程第 5 条に基づき決裁する際には、誤記や添付すべき書類があるかどうか等、今一度文書内容を精査し厳正な事務処理に努められたい。

以上